



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 バ ッ フ ァ ロ ー  
代表者名 代表取締役社長 坂本 裕二  
(コード番号 3 3 5 2)  
問合せ先 取締役管理本部長 日下部 直喜  
電 話 048-227-8860

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の当社第 33 期定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

平成 26 年 6 月 27 日に公布され、平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、定款の定めにより、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に有用な人材を確保できるようにするため、定款第 30 条(損害賠償責任の一部免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、当該変更に関しましては、監査役全員より同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
(損害賠償責任の一部免除) 第30条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であったものを含む。)、監査役(監査役であったものを含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。	(損害賠償責任の一部免除) 第30条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であったものを含む。)および監査役(監査役であったものを含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
2 当社は、 <u>社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を事前に締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外取締役については200万円以上、社外監査役については150万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u>	2 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u>

以上